

令和元年度茨城県シルバー人材センター連合会事業計画

I 事業運営の基本方針

6月に日本銀行水戸事務所が公表した茨城県金融経済概況では、県内の景気情勢の総括判断を「輸出・生産面に海外経済の減速の影響がみられるものの、緩やかに回復している」としています。

また、茨城労働局が5月に発表した平成31年4月の県内の雇用情勢の概況によれば有効求人倍率は、1.57倍で「県内の雇用情勢は着実に改善が進んでいる。」としています。

このように経済、雇用状況が好調であることから人手不足が続いており、高齢者の労働力が強く求められていることから、国においてもシルバー人材センターへの期待が一層大きくなっています。例えば、厚生労働省の雇用政策研究会の報告案には、「シルバー人材センターにおいては、平成28年度より派遣・職業紹介における週40時間までの就業を可能とする要件緩和を実施しており、今後とも各地域や会員のニーズを踏まえた取組の推進が求められる。また、労働に加えて福祉的視点も併せて持つことを踏まえつつ、健康状態などに応じた配慮が必要な高齢者等についても働けるような環境整備をしてはどうかという意見もあった。こうした観点から、シルバー人材センターの在り方について、引き続き議論していくことが望まれる。」と記載されております。

また、国の補助金においても、今年度から運営費の要件に会員数や女性会員数の増加割合に応じた加算が新たに加わり、さらに会員数の拡大を目的に従来の委託事業を「高齢者活躍人材確保育成事業」に改正し、大幅に予算を増加するなど、シルバー会員数の拡大に向けて強力な支援体制をスタートさせました。

さらに、昨年度は全シ協で策定した第2次会員100万人達成計画がスタートし、すべての都道府県において会員拡大に向けての取組を強化しており、

一部の県においては、大きな成果を上げ始めています。

一方、本県においては残念なことに、近年会員数の減少傾向が加速してきており、全国的に見ても会員数減少の大きな県になってしまっています。

さらに、その影響は契約金額の大幅な減少という形になっても表れ始めているという、危機的な状況にあります。

このため、今年度の事業運営の基本方針においては、会員拡大を最優先として、各拠点と一体となり、大規模な広報、普及活動の実施や各拠点に対する会員拡大に係る指導・支援の充実、さらには就業先開拓に向けた検討など、戦略的に各種事業を展開してまいります。

さらに、シルバー事業の活性化を進めるためには、各センターの役職員のシルバー事業充実への意欲を一段と高めていただくため、役職員対象の研修の拡充を図ります。

また、適正就業ガイドライン策定から2年半が経過することから、適正就業の徹底に一層取り組むとともに、引き続き安全就業の意識啓発に努めてまいります。

連合会と各拠点が一体となって会員数を増加させ、シルバー人材センター事業の拡充により、高齢者の社会参加を通じた地域社会の活性化に努めてまいります。

II シルバー事業

1 運営及び事業に関する支援・育成事業

シルバー人材センター（以下「センター」という。）における会員就業の場の確保を広域的に支援するとともに、国の施策や市町村の実状を踏まえ、各センターの適正な運営を支援していく。

(1) 高年齢者就業機会確保事業

高年齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けて、多くの高年齢者に対して就業機会を確保・提供するセンターの機能強化と、これを支える運営基盤の確立を図るため、国の高年齢者就業機会確保事業費等補助金の各種手続きを行う。

また、今年度から会員数や女性会員数の増加割合に応じた加算やホームページへの会員の免許・資格等の情報を掲載した場合の加算が行われることとなったので、これらの改正の周知に努める。

(2) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

労働力不足が深刻化する中、人手不足分野や現役世代を支える分野での就業推進を図る事業を実施しているセンターに対して、交付される国の補助金に係る各種手続きを行う。

平成28年度から連合会も交付対象となっており、連合会において引き続き同事業の活用を進める。

また、昨年度からの業務拡大分野における就業人員数実績に応じた加算に加えて、今年度からはホワイトカラー向け職種の就業人員数の実績に応じて加算する措置が行われることから、事業内容や改正の主旨等について会議、研修等の機会を捉えて、各センターに周知し、一層の活用を促す。

2 請負就業の活性化

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の促進

新総合事業は、平成27年度から29年度までに段階的に市町村が中心となって訪問介護や通所介護を行うこととなったもので、これまで介護の資格が必要であった就業が、研修（講習）会を受講すれば就業が可能となり、センターは、サービス提供者として受託することができる事業である。

これまでセンターが得意としてきた福祉・家事サービス事業と同様の分野であり、参入が期待できると考えている。

現在、7センターにおいて受託しているが、未実施のセンターへ事例紹

介等を行うと共に、受託に向け必要な研修（講習）会を開催することで事業の促進を図る。

（2）空き家管理対策事業

空き家の増加により、住民生活の安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観が阻害される等の課題解決を図るため、平成 26 年「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されている。

空き家問題を解消すると共に、剪定、草刈、修繕と複合的にシルバーの就業として成長が期待できる事業である。県内においては、6 センターにおいて市町村と協定を締結しており、今後 10 センターが締結を予定している。しかし、あまり実績が上がっていないことから、今後は、実績を上げるための支援、及び未締結センターに対し事業の啓発を行う。

（3）放課後児童クラブにおける支援事業（新規）

内閣府が所管する「規制改革推進会議」において共働きなどの留守家庭の小学生を対象とした放課後児童クラブ(施設)の整備が推進されているなか、簡易な研修を受講することで補助員の資格が取れることから、特に子育ての経験を持つ女性会員の就業が期待できる事業である。

現在、県内では 4 センターで実施しているが、今後、未実施センターに対し事業参加に向けて支援を行う。

3 労働者派遣事業・有料職業紹介事業

（1）業務拡大への取組み

平成 28 年 4 月の高齢法の改正により、県知事の指定する市町村、業種、職種に限り、労働者派遣事業、有料職業紹介事業においては 1 週 40 時間までの就業が可能となった。

会員、派遣先へのアンケートを実施し、センター及び各機関との調整の結果、昨年度 30 市町村、28 センター、38 業種、19 職種について県知事へ指定の要望を行った。

今後は、定款変更、派遣システムの変更、実施センターへの研修等を行い実施に向けての準備を進める。

（2）労働者派遣事業

平成 16 年 6 月改正の「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下「高齢法」という。）に基づき、平成 19 年 4 月からは連合会が事業主体となり、センターを事業所として労働者派遣事業を実施している。35 箇所
の既実施事務所及び新規に実施するセンターとの連携を強化し、就業機会

の拡大と確保、とりわけ人手不足分野や現役世代を支える事業等への派遣拡大と、適正就業の徹底に努め、シルバー会員、発注者（派遣先）ともに満足度の高いサービスを提供し、地域社会への一層の貢献を図る。

また、連合会は引き続き派遣業務全般の管理、法令改正対応、行政への手続、及び全国規模の企業等の複数の市町村に跨がる広域派遣先との連絡調整を行う。

さらに、派遣事業の規模拡大に伴い、派遣先と協力して安全対策に努めるとともに、労働災害発生時の迅速かつ確かな労災保険請求を行うため、社会保険労務士事務所の支援を得て、労災保険請求体制を確立したが、更なる運用強化に努める。

- ・届出センター 39 箇所（連合会本部事務所を含む）
- ・実施センター 36 箇所（令和元年度開始予定を含む。）

（3）労働者派遣事業事務処理体制の統一（新規）

労働者派遣事業の事務処理体制は、平成 19 年の事業立ち上げ時から一部のセンターで行われている「拠点中心型センター事務処理体制」と「連合会集中型事務処理体制」の 2 形態がある。派遣事業の規模拡大に伴い、内部牽制、資金効率等の面から 2 形態の併存を是正する必要性が出てきたことから、連合会集中型への統一を進める。本年度については、中心型センターとの打ち合わせを行い、経過措置を含めた移行スケジュールの決定を行う。

（4）派遣事務処理システムの見直し（新規）

現在の派遣事務システムにおいて様々な制度改正への対応が遅れるなどの問題が発生しており、運用でカバーする状況となっている。今後も、派遣事業の規模拡大が続くことが予想されることから管理水準の一層の強化が必要となっている。

このため、本年度は、次期派遣システムについて本格的な検討を行うとともに一部試行についても開始していく。

（5）有料職業紹介事業

派遣就業と併せて県知事へ業務拡大指定要望を行った。

有料職業紹介事務所を通じて、臨時的かつ短期的な就業並びにその他の軽易な業務にかかる就業を希望する県内の高齢者を対象に、有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに、求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の有料職業紹介事業にかかる統括管理を行う。

4 会員拡大事業

(1) 現状

本県における会員数は、平成 21 年度をピークに減少している。
(平成 31 年 3 月末現在)

会員数 (人)	左の内訳		就業率 (%)	就業延べ 人員 (人)	受注件数 (件)	契約金額 (千円)
	男	女				
16,764	11,501	5,263	76.1	1,602,460	99,907	7,151,289

平成 28 年 3 月策定の「茨城県シルバー人材センター連合 中・長期計画」の内容を検証し、今後の会員拡大方策について検討を行う。

また、県内及び県外のセンターのうち会員数の増加しているセンターの活動内容等を調査し、各センターへ情報提供していく。

さらに、センターにおける入会促進活動や就業開拓への支援を積極的に行っていく。

会員数・粗入会率 (平成 31 年 3 月末現在)

項目	項目	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	目標	会員数(人)	17,814	18,700	19,700	20,700	21,700	22,700
粗入会率(%)		1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4
実績	会員数(人)	17,814	17,768	17,489	17,051	16,764		
	粗入会率(%)	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7		

(2) 令和元年度の対応策

①中長期計画の見直し及び新計画査定のための準備

平成 28 年に 5 ヶ年事業推進計画 (H28～H32) を策定したが、その後センターを取り巻く運営環境が大きく変容してきていることや全シ協が推進する第 2 次 100 万人会員達成計画を踏まえて計画の見直しを行うとともに、次の中長期計画策定に向けての準備を進める。

- ・総務委員会 (3 回) の開催
- ・会員拡大のための施策企画・運営について検討・実行
- ・新事業推進計画 (中長期計画) 策定に向けた検討

(3) 広報活動

シルバー事業の基本理念、仕組み、役割等や会員募集や就業先募集に係る普及啓発活動を、県内全域で効果的・効率的に推進するとともに、センターにおける普及啓発に係る指導・助言・情報提供を行う。また、同事業に対する地方公共団体の理解を一層促すための普及活動を行う。

今年度はリニューアルされた国委託事業である「高齢者活躍人材確保育成事業」を活用し、広報活動の大幅な拡充を図る。

①広報誌等の作成及び配布、掲示

広報誌等を作成し、関係団体や公的機関等を通じてシルバー事業のPRを行い、センターへの入会促進や就業機会の増を図る。

- ・「県シ連だより」を13,500部作成し、令和2年1月に発行する。
- ・ポスターを作成し、主要駅、主要鉄道列車内、路線バス内等に掲示

②新聞・情報誌等への広告の掲載等

広告掲載等を通じて県民にシルバー事業を広報する。

- ・令和元年10月 中央紙に全面広告掲載 **(新規)**
- ・令和2年3月 地方紙タブロイド版に広告掲載
- ・県広報誌「ひばり」に講習会案内、会員募集広告掲載 **(新規)**

③啓発用リーフレット・グッズ等の作成・配布

各種の資料等の作成・配布により、広く県民にシルバー事業の普及啓発を図る。

- ・会員募集リーフレット作成 5,000部 (各センターへ配布)
- ・普及啓発用ウェットティッシュ作成 (シルバー月間イベント配布用)
21,000個
- ・会員募集チラシを作成し、センター会員により各戸にポスティングを行う。 **(新規)**

(4) HPの充実

①昨年度刷新したホームページの内容充実を図るとともに、新たに民間の動画共有サービスを活用してシルバー事業を広く県民等に周知・理解の促進と会員及び就業機会の拡大を図る。 **(新規)**

②会員専用ページを作成し、各種データ等を閲覧出来るよう利便を図る。 **(新規)**

(5) シルバー月間イベントの充実

①シルバー事業普及促進月間である10月を中心に、県内4ブロックから選定した各センターと協力して、来場者に啓発用グッズ等を配布し、シルバー事業のPRを行い、センターへの入会促進等を図る。

②シルバー事業普及啓発促進月間（10月1日～30日）について県内全センターが一斉にPR活動を行う。**（新規）**

全センターが一斉に、駅前等集客が見込まれる場所において、チラシ・ウェットティッシュ等を配布して、シルバー事業のPR活動を行う。

一斉PR活動実施予定日：10月1日（火）

（6）就業機会の拡大及びセンターへの支援・指導事業（新規）

①高齢者活躍人材確保育成事業を活用して、連合会と協力して会員拡大を目指すセンターを「会員拡大モデル」に指定する。モデルセンターにおいて未入会高齢者のために興味を引くセミナー等を実施したうえで入会説明会、及び高齢者雇用に興味のある企業等への説明会を開催、そこで興味を持った入会希望者、企業等に対して、現場見学、就業体験（派遣就業は除く）を実施する等、会員拡大、就業開拓のための支援を行う。

- ・会員拡大モデルセンター管内にラッピング路線バスを運行
- ・会員拡大モデルセンター管内タクシーにPRステッカー貼付

②100万人会員達成計画に関して各センターに四半期ごとに会員目標数に対するPDCAを実施してもらい、連合会で取りまとめる。

（新規）

③会員数拡大に成果の出ているセンターや会員獲得に苦戦しているセンターを訪問し、その実態を把握するとともに、成果の上がっている取組の調査や会員獲得に苦戦している原因の分析や助言・支援を行うこととする。

（7）関東ブロックシルバー人材センター連絡協議会共催セミナーの開催

（新規）

関東ブロックの各連合会で連携協力して、都内に本社・事業所のある企業・官公庁に関東ブロックエリアから通勤している55歳以上の方及び人事担当者を対象に「現役世代からのシニアライフ創造セミナー」を行い、シルバー人材センターのPRを行う。

・令和元年10月4日 新宿NSビルで開催

5 指導・相談事業

（1）経理事務指導

毎年13～14センターを対象とする茨城労働局による国庫補助金に係る経理事務指導に併せて、県シ連としても指導助言及び改善指導を行い、全シ協

へ指導結果報告書を提出する。

(2) 県の立入検査の立会い

毎年 13～14 センターを対象とする県労働政策課の立入検査に、県シ連としても立会い、指導助言及び改善指導を行う。

(3) 定期指導

適正就業の徹底のために、センターの事業活動に対する実査と助言を行う。平成 30 年度は 10 センターを目標に現地指導を実施する。併せて、本年度に予定されている茨城労働局の定期指導への遺漏ない対応を図る。

(4) 相談事業

センターからの運営等に係る各種相談に応じるとともに、シルバー事業に係る新たな動向等について全シ協へ問い合わせ等を行い、各種情報等を各センターへ伝達する。

6 研修・講習事業

センターの役員及び事務局職員の資質の向上を図るため、計画的に研修を実施する。

(1) 役職員研修会 令和元年 9 月 10 日 四季文化館みの～れ

今後のセンターのあり方等に関する講演会等を開催し、センター役職員の資質の向上を図る。

(2) 新任事務局長研修会 令和元年 7 月 23～24 日 1 泊 2 日 いこいの村涸沼

新任のセンター事務局長を対象にシルバー事業の理念や組織運営に係る基礎知識の習得を目的に実施する。

(3) 中堅職員研修会 令和元年 11 月 26～27 日 1 泊 2 日 (新規)

国民宿舎鶯の岬

各センターの次長・課長を対象に、今センターが抱えている喫緊の課題について研修、意見交換する場を設け、今後のセンター間の意思疎通を図る。

(4) 会計実務担当職員研修会 令和元年 11 月

(5) 派遣実務担当者研修会 (複数回実施)

(6) 全シ協主催の研修会

全国シルバー人材センター事業協会が主催する各種研修会に参加するとともにセンター職員の積極的な参加を促す。

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| ①安全就業指導員会議 | 令和元年7月4日 |
| ②業務担当者会議（会員拡大・就業開拓・適正就業） | 令和元年7月 |
| ③会計経理担当者会議 | 令和元年12月 |
| ④福祉・家事援助サービス・新総合事業担当者会議（分科会方式） | 令和元年12月 |
| ⑤シルバー派遣事業実務担当者会議（2回開催予定） | 未定 |
| ⑥職業紹介責任者講習 | 平成31年1月 |
| ⑦派遣元責任者講習 | 令和元年8月、令和2年2月 |

(7) 県内ブロック研修会

連合会では、県内4地区のブロックに対して、各ブロックが実施する啓発事業や研修事業等に対して助成を行っている。

今年度、助成額を増額するとともに、新たに各ブロックで実施する安全就業対策、適正就業対策等の研修に対して助成を行っていく。

(8) 連合会が実施する講習

ア 派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能および知識を習得しキャリアアップできるよう、連合会主催および他団体の講習も活用し、法律に従った教育訓練を実施する。

また、連合会が制定した「シルバー派遣による運転業務に係る安全就業基準」で運転業務に就業する会員に必要とされる安全運転講習についても、運転業務従事者講習に含める形で継続して連合会で開催する。

なお、受講費用は連合会負担とし受講者は無料とする。また派遣就業中の会員へは教育賃金を支給する。

イ 令和元年度実施予定講習

番号	講習名	実施回数	1講習当たり			受講者総数
			日数	時間	定員	
1	運転業務従事者講習	4	1	4	20	80

2	接遇再入門	4	1	4	20	80
3	高齢者の IT 入門	2	1	4	15	30
4	食品衛生責任者 *1		1	6.5		30
5	救急法基礎+幼児 C *1		1	5.5		50
	計 (5 種)					270

*1 他団体の講習へ参加

(9) 高齢者活躍人材確保育成事業 (見直し)

ア 茨城労働局の委託事業として、会員でない高齢者 (令和 2 年 3 月 31 日時点で満 60 歳以上の方) を対象に、人手不足分野や現役世代を支える分野での就業を推進するため、高齢者がシルバー事業に興味を持ち自信を持って就業できるよう必要な技能講習を行う。

また、次の広告・広報を行う。

- ・講習会案内パンフレット (申請書) を作成、配布
- ・講習会開催案内を開催時期に新聞折込チラシで広報

イ 令和元年度実施講習

番号	講習名	実施回数	1講習当たり			受講者 総数
			日数	時間	定員	
1	福祉有償運送	4	2	-	10	40
2	介護補助スタッフ	4	3	-	10	40
3	店舗業務補助スタッフ	2	3	-	10	20
4	施設管理スタッフ	5	3	-	10	50
5	施設清掃スタッフ	4	3	-	10	50
6	刈払機取扱者講習	4	2		10	40
	計(6 種 23 講習)	23				240

7 安全就業推進事業

センター会員の安全就業は、シルバー事業の拡充・発展を図るうえで極めて重要であり、組織を挙げて安全対策の徹底のなお一層の推進を図り、就業中の重篤事故、傷害事故及び損害賠償事故の撲滅に努める必要がある。

平成 30 年度は重篤事故は発生していない。

また、入院・通院傷害事故は、平成 30 年 12 月末現在で 112 件発生し、対前

年同期比で 16 件減少し、損害賠償事故は 95 件発生し、対前年同期比で 18 件減少している、更に損害賠償額も 9,549,045 円と前年同期比で 1,572,273 円減少している。引き続き事故の未然防止のため事故等の要因分析と安全就業意識の啓発に努める。

(1) 安全就業委員会の運営

センターと協力して安全パトロールを実施し、事故防止の徹底を図る。

また、委員会で協議した事項を各センターに周知し、安全就業に対する意識の高揚を図る。

(2) 安全就業推進大会

7月の安全・適正就業強化月間にあわせて、大会を開催し優秀・優良センターの表彰等を通じ参加者の安全意識の高揚と気運の醸成を図る。

日 時：令和元年7月5日（金） 午前11時から

場 所：茨城県総合福祉会館コミュニティホール

(3) 安全パトロールの実施及び情報の共有化

連合会、及び各センターの安全就業委員が中心となり、県内 8 箇所就業現場のパトロールを行う。各センターで実施することにより、良い事例、改善が必要な事例等を他のセンターにも紹介し、情報の共有を図り、重篤事故等の撲滅を目指す。

(4) 安全就業対策講習会

事故再発防止に努め、安全就業の強化徹底を目指し、安全意識の高揚を図るための講習会を実施する。

日 時：令和元年9月13日

場 所：グリーンパレス石岡

テーマ：「蜂刺され予防対策と緊急時における対処法について」

講 師：(一社)茨城県ペストコントロール協会関係者

(5) 安全就業スローガンの募集（3年毎に実施）

安全就業に係る意識の啓発に活用するための安全スローガンを募集し、応募作品の中から優秀作品等3点を選考し、次年度の本県の安全大会で表彰するほか、全シ協に表彰の推薦を行う。

8 適正就業推進事業

国において、平成 28 年度に派遣就業時間を拡大する特例措置や、適正就

業ガイドラインの策定等が行われ連合会では、センター役職員や会員を対象にその周知徹底に努めている。引き続き今年度も公益法人として法令遵守の立場から不適正な就業の根絶に向けて具体的な指導啓発に努める。

(1) 業務推進委員会の運営

適正就業ガイドラインに沿った就業に繋げるため、請負・派遣就業等に係るセンターでの課題・懸案事項を的確に把握し検討を行い、対応策等を各センターに周知する。

(2) 個別点検作業の実施

適正就業については、総論での周知徹底や是正方策の指導の段階から、具体的な適正化推進活動として、平成30年度に続き、個別契約を調査し疑義ある取引の是正促進を図る。

具体には、各拠点センターから提出される是正計画に基づき、是正に向けて個別契約単位での支援活動を実施する。併せて、課題の多いセンターを対象に計画的に現地での点検・助言を行う。

9 調査研究事業

センターの一層の発展に向けて、高齢者の就業ニーズや社会の変化に適合した先進的な事業の推進を図るため、各種情報を収集・提供するとともに、シルバー事業の実績を整理・分析して就業機会の増や就業の質の向上等を図る。

(1) シルバー人材センター事業運営状況調査

毎月各センターの運営実績をとりまとめ、整理・分析して各センターにフィードバックし、事業進捗の検証に資する。

(2) シルバー人材センター事業概要編纂作成、配布

前年度の事業実績を編纂したものを分析・検証して、事後のセンター活動の充実に資する。

1,000部作成 令和元年12月頃 各センターへ配布予定

(3) 会員名簿の作成、配布

1,000部作成 令和元年7月頃 各センターへ配布予定

(4) 各種調査（全シ協、茨城労働局、県労働政策課等依頼）の協力

全シ協、労働局、県等からの調査を各センターへ依頼し、取りまとめ等を行う。

Ⅲ 法人管理事業

1 公益法人制度への対応

連合会及び県内センターの公益社団法人への移行は終了しているが、公益法人として、その目的、果たすべき役割、関係法令等を踏まえ、適正な公益事業運営を推進するとともに各センターの事業運営を支援する。

2 諸会議等の開催

連合会及びセンターの運営及び事業の推進に当たって次の会議を開催する。

(1) 総会・理事会

ア 定時総会 令和元年6月25日 水戸市宮町「H.レイクビュー水戸」

イ 理事会 令和元年6月6日、ほか3回

(2) 専門部会

ア 総務部会 (2回)

- ・会員拡大のための施策企画・運営の原案を立案
- ・5ヶ年事業推進計画（H28年～H32年）のローリング

イ 業務部会 (2回)

- ・安全就業対策推進委員会での協議事項の検討、決定
- ・業務推進委員会での協議事項の検討、決定

(3) 理事長会議 令和元年11月

会員拡大やセンター運営に係る課題について、研修や意見交換を行う。

(4) 事務局長会議 令和元年7月23～24日 一泊2日 いこいの村潤沼 令和2年2月

(5) 関東ブロックシルバー人材センター連絡協議会主催会議等の出席

2019年～2020年度は幹事県が当県から栃木県へと変わる。

- ・理事会 (1回) 令和元年5月8日 水戸市
- ・事務局長会議 (2回) 栃木県

シルバー事業の発展を期するために、関東ブロックの各都県シルバー人材センター連合会事務局長間の連絡を密にし、相互の研鑽に努める。

- ・役職員研修会 (1回) 栃木県

シルバー事業の喫緊の課題についての研修会を開催し、関東ブロックの各都県シルバー事業の発展に努める。

(6) 関係機関等との連絡会議

国、県と引き続き密接な連携を図り、情報の収集・交換に努めるとともに連絡会議においては指導・相談及び助言を求めるなど、シルバー事業の円滑化と拡大に努める。

ア 全シ協主催会議

- ・都道府県連合事務局長会議（5月、9月、1月）
- ・定時総会（6月）
- ・都道府県連合会会長会議（10月または11月）

イ 茨城労働局

- ・事業推進連絡会議 令和元年7月8日 県シ連会議室
- ・ハローワークとの連携、情報交換

ウ 県労働政策課

- ・連絡会議